

(2) 資産運用に係る決裁権限の状況

当社におきましては、信用リスク管理の基本方針を定例的に策定し、グループ全体の信用リスク管理態勢の整備を図っております。個別案件の決裁につきましては、信用リスク管理の基本方針を踏まえ、権限体系をグループ各社において決定し、原則として各社の権限規程に従って、決裁を行っております。

当行におきましては、各種権限規定に沿って決裁を実施していますが、特に与信権限については、債務者の信用リスクを表象した債務者格付別権限体系を導入しており、リスクの低い与信先・案件は、営業店長に権限委譲を行なう一方、リスクの高い与信先・案件は本部で審査する体系としています。なお、一定のリスク以上の与信先・案件については複数の担当役員が決裁し、経営会議に適宜報告を行なっています。